



平成12年以前の木造住宅対象
耐震改修工事に

最大175万円を

期間限定！耐震改修補助金上限額がUP！！

／令和10年度まで＼



支援します

STEP 1
耐震診断



STEP 2
改修設計



STEP 3
耐震改修等



地震被害の多くは、耐震基準を満たさない古い住宅の倒壊です。この被害を防ぐには耐震改修が不可欠。倉吉市は、【耐震診断→改修設計→耐震改修】の費用を一貫してサポートしており、このうち耐震改修では、今なら最大175万円の補助が受けられます。住みながら短期間で改修できる方法もあり、リフォームと同時実施も可能。この機会に暮らしの“安心”を手に入れましょう。



※イメージ

その他補助メニュー

- 除却** 住宅の解体に要する費用
- 建替** 解体から新築に要する費用
- 居室単位耐震改修** 1階の特定の居室を補強する工事に要する費用

お問合せ先

倉吉市 建築住宅課
建築指導係(本庁舎3F)

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722
TEL:0858-22-8175 FAX:0858-22-8140
Email:kenchiku_shido@city.kurayoshi.lg.jp



建築住宅課
WEBサイト



建物の耐震改修・建替・解体を支援します

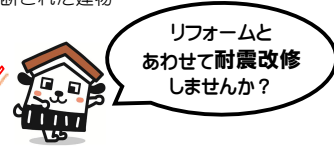
倉吉市では、震災に強いまちづくりを推進するために、古い基準で建築された建物の耐震診断・改修設計・耐震改修などにかかる費用を支援または補助し、耐震化を促進する制度を実施しています。

1 補助対象となる建物

- 平成12年5月31日以前の木造一戸建て住宅または昭和56年5月31日以前に建築された建築物等（建築基準法第9条（違反建築物に対する措置）に基づく除却、使用禁止等の措置を命じられていないもの）
 - 耐震改修（建替え）、除却、居室単位耐震改修及び耐震シェルター設置（高齢者等が居住する住宅を除く）については、耐震診断等により耐震性が不足していると判断された建物
- *その他、対象となる建物の要件等については窓口にご確認ください。

2 補助金の額 **期間限定で一部補助率・補助額UP!!**

補助対象事業費 × 補助率 = 補助金の額



事業	要件 / 補助対象事業費(上限額)		補助率	1戸当たりの補助金の上限額
	無料診断	所有者実施		
STEP 1 耐震診断	無料診断	耐震診断を行う民間の建築士を倉吉市が派遣します。 ●市内の木造一戸建て住宅 ●2階建て以下・延べ床面積280㎡以内 が対象 *店舗併用住宅を含む。(店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの) *耐震診断の申請から結果報告までに、最大3ヶ月~6ヶ月程がかかります。	無料	1戸当たりの補助金の上限額
	所有者実施	耐震診断を行う民間の建築士を対象住宅の所有者に選定していただきます。 *「図面有り」……既存住宅の平面図が残っている場合 *「図面無し」……既存住宅の平面図が残っていない場合	補助 上限額	17万円 (図面有り) 20万4千円 (図面無し)
STEP 2 改修設計	耐震改修及び建替の設計 に要する費用 *建替えの場合は、新築の設計が対象。 *耐震診断と併せて改修設計を行う場合も対象。		補助 上限額	32万円
STEP 3 除却	住宅の除却(解体) に要する費用 *木造住宅でS56.5.31以前建築の住宅は、調査票(様式第6号)による判定も対象。		23%	97万9千円
STEP 3 耐震改修	耐震改修 に要する費用 *耐震改修の場合は、建物全体の耐震性能を向上させる改修工事が対象。 *リフォーム等を併せて工事する場合、リフォーム費用分は補助対象外。		補助 上限額	175万円
	建替え に要する費用 *建替えは、既存住宅の解体から新築の完成まで。 *STEP2「除却」とは併用できません。		4/5	140万円
	居室単位耐震改修 特定の居室の耐震改修 に要する費用 *特定の居室部分(寝室や居間などの居室を含み、開口部を有する階にある部分)の耐震性能を向上させる改修工事が対象。		補助 上限額	125万円

*耐震改修、建替え、除却、居室単位耐震改修、耐震シェルター設置（高齢者等が居住する住宅を除く）については、耐震診断等の結果、「倒壊の危険性がある」と判断されたものが対象です。

事業	要件 / 補助対象事業費(上限額)		補助率	1戸当たりの補助金の上限額
	耐震シェルター設置	耐震ベッド設置		
一戸建て住宅	耐震性が不足している住宅への設置に要する費用		23%	83万8千円
	高齢者・障がい者・要介護者が居住する住宅への設置に要する費用		補助上限額	100万円
	耐震ベッド設置 に要する費用		補助上限額	62万5千円

事業	補助対象事業費の上限 *①・②いずれか低い方の額を適用		補助率	1棟当たりの補助金の上限	
	① 面積による上限	② 1棟当たりの上限			
建築物	耐震診断	S ≤ 1,000㎡	300万円	2/3	
	改修設計	1,000㎡ < S ≤ 2,000㎡			1,030円/㎡
		2,000㎡ < S			
耐震改修(建替え) 除却			23%	1,800万円	

●耐震改修・建替え・除却の補助については、延べ床面積1,000㎡(幼稚園及び保育園等は500㎡)以上、建物の用途などに制限があります。詳しくは窓口にご相談ください。
●建替え・除却の場合、耐震改修に要する費用相当分の金額が補助対象となります。

事業	補助対象事業費の上限 *①・②いずれか低い方の額を適用		補助率	1棟当たりの補助金の上限
	① 面積による上限	② 1棟当たりの上限		
長屋共同住宅	耐震診断	建築物の耐震診断に同じ	300万円	2/3
	改修設計	改修設計 に要する費用	32万円	1/2
	耐震改修(建替え)	耐震改修 または 建替え に要する費用 *マンションは対象外		4/5
	除却	除却(解体) に要する費用		23%

住宅の耐震改修に係る税制の優遇措置(令和8年度)

- 所得税(倉吉市の発行する証明書が必要)**
昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、耐震工事の標準的費用をもとに、一定の算式により計算された額がその年分の所得税額から控除されます。
*令和10年12月31日までに工事が完了したものが対象です。詳しくは、倉吉税務署にご確認ください。
- 固定資産税(倉吉市または建築士等が発行する証明書が必要)**
昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対し、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅の固定資産税額(120㎡相当分まで)が1/2に減額されます(翌年度分が対象となります)。
*令和13年3月31日までに工事が完了したものが対象です。詳しくは、市役所税務課(第2庁舎)にご確認ください。



Q. リフォームとあわせて耐震改修することもできますか?

A. 可能です。解体・復旧など重複する工事をまとめて行えるので、別々に行うより工事期間や費用面からも効率よく進められます。リフォームを検討する際には、あわせて耐震改修もご検討ください。ただし、当補助金は耐震改修に係る費用のみが対象となりますので、ご注意ください。

【ご注意】補助金の申請は、必ず工事業者との契約や工事に着手する前に行ってください。

お問合せ先: 倉吉市役所 建築住宅課(本庁舎)
電話: 0858-22-8175(直通)





危険なブロック塀の 撤去・改修を支援します

補助対象

- ア) 高さが 60 cm（一般的なブロック塀 3 段）を超えるもの
- イ) 道路に面しているもの（隣地との境界等は対象外）
- ウ) 点検表により、安全対策が必要と判断された危険性の高いもの
- エ) 上記イ・ウに該当する全てのブロック塀の撤去（一部を残すものは対象外）
- オ) 上記エとあわせて行うフェンス等改修（補助を受けて撤去した範囲に新設する、軽量のフェンス・生垣等への改修）※改修にコンクリートブロックを使わないものが対象。

補助金額

*避難路沿道ブロック塀:倉吉市耐震改修促進計画に記載された避難路沿いにある既存不適格のブロック塀
*表中の()内の金額は、ブロック塀の除却に併せて基礎を撤去する場合に適用

	補助対象事業費	補助率	補助種別	1件当たりの補助金の上限額
除却 (撤去)	次のいずれか低い額 ① 除却に要する費用 ② 塀の長さ×18,000 円/m (36,000 円/m)	2/3	ブロック塀	15万円 (30万円)
			避難路沿道 ブロック塀	30万円 (60万円)
フェンス等 改修	次のいずれか低い額 ① 改修に要する費用 ② 塀の長さ×25,000 円/m	1/3	ブロック塀	10万円
			避難路沿道 ブロック塀	20万円

<お申込み・お問合せ先>

倉吉市役所 建築住宅課（本庁舎 3F） TEL 22-8175

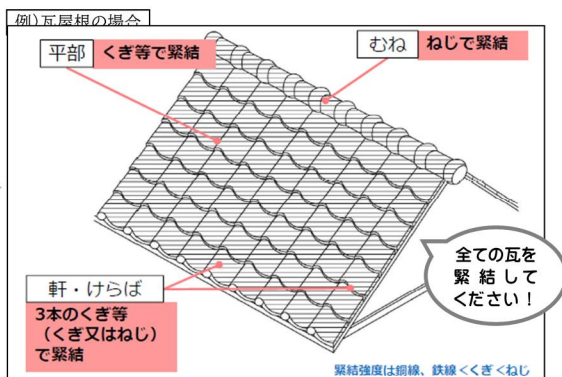
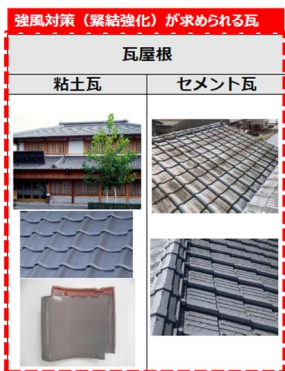


住宅の屋根瓦耐風改修を支援します

倉吉市では、国・県と協調し、屋根の耐風性能が十分でない住宅の屋根瓦が、強風時に周囲の建築物に被害を及ぼすことを未然に防止するために、屋根瓦の改修を行う所有者に対して費用の一部を助成します。

1 補助対象となる建物

- 令和3年12月31日以前に建築された市内にある住宅で、屋根が瓦（粘土瓦、セメント瓦）ぶきのもの
(建築基準法第9条【違反建築物に対する措置】に基づく除却、使用禁止等の措置を命じられていないもの)
- 令和4年1月1日以降に屋根瓦の改修を行っていないこと。
- 点検表により瓦屋根診断技士等の有資格者が基準を満たしていないと判断したもの
- 基準に適合しない瓦屋根の全部を一定の耐風性のある屋根（金属ぶき等を含む）にふき替える工事
*その他、対象となる建物の要件等については窓口にご確認ください。



2 補助金の額

補助対象事業費 × 補助率 = 補助金の額

事業	補助対象事業費(上限額)	補助率	1戸当たりの補助金の上限額
屋根瓦耐風改修	次のいずれか低い額 ① 屋根瓦の改修に要する費用 ② 30,000円/㎡×屋根面積(㎡) ③ 300万円/棟当たり(上限額)	23%	69万円

<補助額算出の例>

- 屋根面積110.00㎡の住宅で、屋根瓦耐風改修工事費の見積額が220万円の場合

- 屋根瓦耐風改修工事費の見積額 2,200,000円
 - 基準額：30,000円/㎡×屋根面積110.00㎡=3,300,000円
 - 補助対象事業費の上限額 3,000,000円
- ①、②、③のいずれか低い額 ⇒ 2,200,000円

$$2,200,000円 \times 23\% = 506,000円$$



この場合は、506,000円が補助金額です。

危険なブロック塀の撤去・改修を支援します

ブロック塀の倒壊は、人命にかかわる重大な事故を招いたり、避難や消火、救命活動の妨げとなる恐れがあります。危険なブロック塀の除却(撤去)・改修を促進するため、費用の一部を補助しますので、ご利用ください。



1 補助対象となるブロック塀等

- 高さが60cm(一般的なブロック塀3段)を超えるもの
- 道路に面しているもの(隣地との境界等は対象外)
- 点検表(裏面に掲載)により、安全対策が必要と判断された危険性の高いもの
- 上記イ・ウに該当する全てのブロック塀の撤去(一部を残すものは対象外)
- 上記エとあわせて行うフェンス等改修(補助を受けて撤去した範囲に新設する、軽量のフェンス・生垣等への改修)

*改修にコンクリートブロックを使わないものが対象です。

*道路の幅員が4m未満(建築基準法42条2項道路)の道路面にフェンス等を設置する場合、後退が必要です。

*準防火地域内でフェンス等へ改修するにあたり、

建築物の確認申請及び完了検査が必要な場合があります。

除却・フェンス等改修が同年度内に完了するよう、計画してください。



2 補助金の額

補助対象経費 × 補助率 = 補助金の額

	補助対象経費(上限額)	補助率	補助種別	1件当たりの補助金の上限額
除却(撤去)	次のいずれか低い額 ① 除却に要する費用 ② 塀の長さ 18,000円/m (36,000円/m)	2/3	ブロック塀	15万円 (30万円)
			避難路沿道ブロック塀	30万円 (60万円)
フェンス等改修	次のいずれか低い額 ① 改修に要する費用 ② 塀の長さ 25,000円/m	1/3	ブロック塀	10万円
			避難路沿道ブロック塀	20万円

* 避難路沿道ブロック塀：倉吉市耐風改修促進計画に記載された避難路沿いにある既存不適格のブロック塀

* フェンス等改修：ブロック塀の除却と併せて行うもの。基礎にコンクリートブロックを使わないものが補助対象。

* 表中の()内の額は、ブロック塀の除却に併せてその基礎を撤去する場合に適用

<補助額算出の例>

- 塀の長さ15mのブロック塀とあわせてその基礎を見積額24万円で除却する場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{① 除却費用 24万円} \\ \text{② } 15\text{m} \times 36,000\text{円} = 54\text{万円} \end{array} \right\} \leftarrow \text{補助対象経費(①・②のいずれか低い額)} \times \text{補助率}$$

$$\text{補助額} = \text{補助対象経費 } 24\text{万円} \times 2/3 = \mathbf{16\text{万円(A)}}$$

- 除去した範囲に10mのフェンスを見積額27万円で改修する場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{① 改修費用 27万円} \\ \text{② } 10\text{m} \times 25,000\text{円} = 25\text{万円} \end{array} \right\} \leftarrow \text{補助対象経費(①・②のいずれか低い額)} \times \text{補助率}$$

$$\text{補助額} = \text{補助対象経費 } 25\text{万円} \times \text{補助率 } 1/3 = \mathbf{8\text{万}3,333\text{円(B)}}$$

⇒ 合計 51万円の除却・改修に対して **24万4千円(A+B(千円未満切上))**の補助を受けられます。

【ご注意】補助金の申請は、必ず工事業者との契約や工事に着手する前に行ってください。

お問合せ先：倉吉市役所 建築住宅課(本庁舎 3F)

電話：0858-22-8175(直通)